

10月からスタート

幼児教育・保育の無償化が始まります！



4万2,000円まで無償化の対象となります。

れも無償化の対象となりま

【対象施設・サービス】

・認可外保育施設などは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、認可外の事業所内保育などを指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポートセンター事業を対象とします。
 ・無償化の対象となる認可外保育施設などは、北海道へ届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも、無償化の対象となる5年間の猶予期間を設けます。

障がい児通園施設を利用する子

【対象者・利用料】
 ・3歳児から5歳児の障がい児の発達支援利用料は無償化の対象となります。
 なお、幼稚園や保育所、認定こども園などと発達支援の両方を利用する場合は、い

るのみ保育園に
 現在、通園している子

【対象者・利用料】

・3歳児クラス（さくら組）から5歳児クラス（すみれ組）まで子どもたちの保育料の無償化に伴う新たな申請手続きは不要です。
 ※別途、役場保健福祉課から無償化に伴う説明会についてご案内します。

申請の手続きが必要な方

【対象者】
 ・認可外保育施設及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用している方は申請の手続きが必要です。

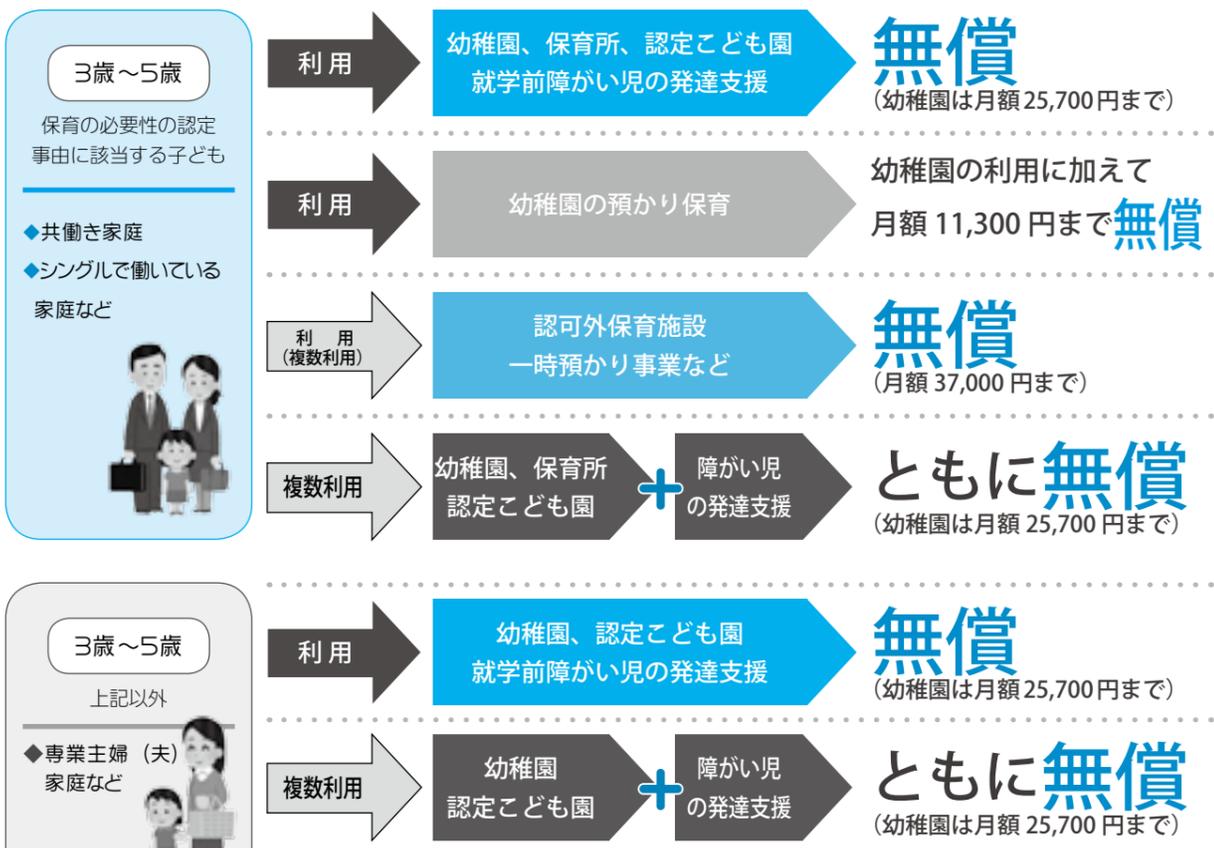
※利用中の幼稚園が新制度に移行した園であるかは各園にお問い合わせください。

問い合わせ先

役場保健福祉課福祉係

☎05-4804

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



※幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などは、町から「保育の必要性の認定」を受けた場合、無償化の対象（上限額あり）となります。

住民税非課税世帯は、0歳から2歳児も上記と同様の考え方により、無償化（月額42,000円）の対象となります。

幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子

【対象者・利用料】
 ・3歳児から5歳児のすべての子どもたちの利用料が無償化されます。
 ※幼稚園は、満3歳（3歳になった日）から、保育所などは、3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。
 ・保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食料費、行事費など）は無償化の対象外となります。
 ・幼稚園については月額2万5,700円の範囲内で無償となります。
 ・給食の食料料金は原則、保護者負担ですが、低所得者世帯や年収360万円未満相当世帯、第3子以降の子どもの副食費（おかず・おやつ費用）

消費税率の引き上げに伴い、増収分の使い道として、10月から幼児教育と保育の無償化が実施されます。
 子育て世代を応援し、保護者の経済的な負担の軽減を図るほか、幼児教育・保育の重要性や、少子化対策の観点から取り組まれるもので、認可保育所・こども園や幼稚園などが対象となります。主な内容は次のとおりです。



で預かり保育料が無償化となります。
 認可外保育施設などを

認可外保育施設などを

【対象施設・サービス】
 ・幼稚園・保育所・認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子

【対象者・利用料】
 ・幼稚園の預かり保育を利用する子どもは、保育の必要性の認定を受けた場合には、保育園保育料の無償化（上限月額2万5,700円）に加え、利用実態に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲

【対象者・利用料】
 ・保育の必要性があると認定された3歳児から5歳児の子どもたちを対象として、月額3万7,000円まで無償化の対象となります。
 ・認可外保育施設ほか、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などを対象とし、上限額（3万7,000円）の範囲内で、複数のサービスを組み合わせることも可能です。
 ・0歳児から2歳児の場合、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額